平成24年　№11

東京学芸大学免許状更新講習委員会規程等の全部を改正する規程等

改正理由

現職教員研修支援センター，免許状更新講習委員会及びその部会の廃止に伴い，現職教員支援委員会及びその部会を設置するため，必要な事項を定めるものである。

承認経過

平成24年３月14日　教育研究評議会　審議・承認

（平成24年３月21日　役員会　参考資料確認）

東京学芸大学免許状更新講習委員会規程の全部を改正する規程を次のように制定する。

平成24年３月22日

国立大学法人東京学芸大学長

村　松　泰　子

平成24年規程第７号

東京学芸大学免許状更新講習委員会規程の全部を改正する規程

東京学芸大学免許状更新講習委員会規程の全部を次のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学現職教員支援委員会規程

（設置）

第１条　東京学芸大学（以下「本学」という。）に、東京学芸大学現職教員支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第２条　委員会は、本学に在籍又は入学を希望する現職教員の支援（以下「現職教員支援」という。）及び教員免許状更新講習（以下「更新講習」という。）について、教員養成カリキュラム改革推進本部並びに社会連携推進本部と連携して必要な事項を審議することを目的とする。

（審議事項）

第３条　委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 本学に在籍又は入学を希望する現職教員支援に関すること。

(2) 更新講習の実施計画に関すること。

(3) 更新講習の認定申請に関すること。

(4) 更新講習の実施に関すること。

(5) 更新講習の修了認定に関すること。

(6) その他現職教員支援及び更新講習に関すること。

（組織）

第４条　委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 副学長（教育・国際担当）

(2) 副学長（学生担当）

(3) 附属学校運営参事　１名

(4) 各学系の教授会構成員から選出された教員　各２名

(5) 第６条第１項の委員長が委嘱する者　若干名

(6) 事務局参事役

（任期）

第５条　前条第４号及び第５号の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第６条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学長（教育・国際担当）をもって充て、副委員長は第４条第２号から第５号の委員のうちから委員長が指名する。

２　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第７条　委員会は、委員の３分の２以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第４条第６号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

２　議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第８条　委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会）

第９条　委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会の部会長は、第４条の委員が務めるものとする。

３　部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（庶務）

第１０条　委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、学務部教育企画課が処理する。

（規程の改廃）

第１１条　この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

（補則）

第１２条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

１　この規程は、平成 24 年４月１日から施行する。

２　東京学芸大学免許状更新講習委員会規程（平成 20 年４月 24 日制定）は、廃止する。

東京学芸大学免許状更新講習委員会免許状更新講習実施部会要項の全部を改正する要項を次のように制定する。

平成24年３月22日

国立大学法人東京学芸大学長

村　松　泰　子

東京学芸大学免許状更新講習委員会免許状更新講習実施部会要項の全部を改正する要項

東京学芸大学免許状更新講習委員会免許状更新講習実施部会要項の全部を次のように改正する。

東京学芸大学現職教員支援委員会現職教員支援実施部会要項

（設置）

第１条　東京学芸大学現職教員支援委員会規程（平成 24 年規程第７号）第９条第１項及び第３項の規定に基づき、現職教員支援委員会に、現職教員支援実施部会（以下「部会」という。）を置く。

（目的）

第２条　部会は、本学に在籍又は入学を希望する現職教員の支援（以下「現職教員支援」という。）及び教員免許状更新講習（以下「更新講習」という。）を円滑に実施するため、必要な事項について審議することを目的とする。

（審議事項）

第３条　部会は、次に掲げる事項の審議及び業務にあたる。

(1) 現職教員の入学・修学に関する指導・助言及び当該専攻講座との連絡調整に関すること。

(2) 更新講習講座の開設に関すること。

(3) 文部科学省への更新講習講座の認定申請に関すること。

(4) 更新講習の実施及び運営に関すること。

(5) 更新講習の修了試験及び修了認定に関すること。

(6) 更新講習の広報等に関すること。

(7) その他現職教員支援及び更新講習の具体的事項に関すること。

（組織）

第４条　部会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 副学長（学生担当）

(2) 大学院教育学研究科の各専攻（総合教育開発専攻にあっては各コース）から選出された　教員　各１名

(3) 副学長（教育・国際担当）が委嘱する者　若干名

(4) 教育企画課長

（任期）

第５条　前条第２号及び第３号の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長等）

第６条　部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は副学長（学生担当）をもって充て、副部会長は第４条第２号及び第３号の委員のうちから部会長が指名する。

２　部会長は、部会を招集し、議長となる。

３　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第７条　部会は、委員の３分の２以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第４条第２号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

２　議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第８条　副学長（教育・国際担当）は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べることができる。

２　部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（報告）

第９条　部会長は、必要に応じて部会において審議及び処理した事項を現職教員支援委員会に報告するものとする。

（庶務）

第１０条　部会の庶務は、関係部課等の協力を得て、学務部教育企画課が処理する。

（補則）

第１１条　この要項に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会が定める。

附　則

１　この要項は、平成 24 年４月１日から施行する。

２　東京学芸大学免許状更新講習委員会免許状更新講習実施部会要項（平成 20 年５月 16 日制定）は廃止する。

東京学芸大学免許状更新講習委員会ｅラーニング免許状更新講習実施部会要項の全部を改正する要項を次のように制定する。

平成24年３月22日

国立大学法人東京学芸大学長

村　松　泰　子

東京学芸大学免許状更新講習委員会ｅラーニング免許状更新講習実施部会要項の全部を改正する要項

東京学芸大学免許状更新講習委員会ｅラーニング免許状更新講習実施部会要項の全部を次のように改正する。

東京学芸大学現職教員支援委員会ｅラーニング免許状更新講習実施部会要項

（設置）

第１条　東京学芸大学現職教員支援委員会規程（平成 20 年規程第 30 号）第９条第１項及び第３項の規定に基づき，現職教員支援委員会に，ｅラーニング免許状更新講習実施部会（以下「部会」という。）を置く。

（目的）

第２条　部会は，ｅラーニング免許状更新講習（以下「ｅラーニング更新講習」という。）を円滑に実施するため，必要な事項について審議することを目的とする。

（審議事項）

第３条　部会は，次に掲げる事項の審議及び処理にあたる。

(1) ｅラーニング更新講習講座の開設に関すること。

(2) 文部科学省へのｅラーニング更新講習講座の認定申請に関すること。

(3) ｅラーニング更新講習の実施及び運営に関すること。

(4) ｅラーニング更新講習の修了試験及び修了認定に関すること。

(5) ｅラーニング更新講習の広報等に関すること。

(6) その他ｅラーニング更新講習の具体的事項に関すること。

（組織）

第４条　部会は，次に掲げる委員で組織する。

(1) 現職教員支援委員会委員　１名

(2) 副学長（教育・国際担当）が委嘱する者　若干名

(3) 教育企画課長

（任期）

第５条　前条第２号の委員の任期は，２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（部会長等）

第６条　部会に部会長及び副部会長を置き，部会長は第４条第１号の委員をもって充て，副部会長は第４条第２号の委員のうちから部会長が指名する。

２　部会長は，部会を招集し，議長となる。

３　副部会長は，部会長を補佐し，部会長に事故あるときは，その職務を代行する。

（委員以外の者の出席）

第７条　副学長（教育・国際担当）は，必要に応じて部会に出席し，意見を述べることができる。

２　部会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（報告）

第８条　部会長は，必要に応じて，部会において審議及び処理した事項を現職教員支援委員会に報告するものとする。

（庶務）

第９条　部会の庶務は，学務部教育企画課が処理する。

（補則）

第１０条　この要項に定めるもののほか，部会の運営等に関し必要な事項は，部会が定める。

附　則

１　この要項は，平成 24 年４月１日から施行する。

２　東京学芸大学免許状更新講習委員会ｅラーニング免許状更新講習実施部会要項（平成 22 年６月 24 日制定）は廃止する。